

令和 6 年 9 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
セクハラに該当する不適切な発言があった飲み会に対し、出席していた町長の謝罪がないことについて	1) 令和6年5月1日付で、町長より議長宛てだけに「投書のありました事案に関するお詫びとご報告」（以下報告という）という文書が出されています。しかしこれまでの議会では、町長の反省や是正策については一切述べられていません。広報や町のホームページにも情報がありません。情報公開請求をしないと出てきません。 なぜこのような人権侵害事案を議長だけにお詫びし、住民に対しては隠すのか理解できません。ご回答ください。 2) 報告に先立って人事課が令和6年4月26日付で調査報告書という名前の文書を作成しています。この報告書の中で町長が参加した役場職員同士の飲み会でセクハラに該当する不適切な発言があったことなどが触れられていますが、人権侵害の可能性がある事案に対しては公平性確保のため身内が調査するべきではなく、第三者委員会を立ち上げるべきです。前教育長に対しては不適切な発言があった疑いがあるということで第三者委員会による調査を行っています。似たような事案に対してダブルスタンダードな対応と思いますが、なぜそういう違いが出るのか分かりやすく回答してください。 3) 6月の定例会議で町長は議員の質問に対して「先ほど、私の愚直な意見を聞きたいということでございましたので、少しだけ、答弁を追加させていただきます。今回の件につきまして、議会に投書があったということでございますけれども、その点について、関係者においては、議会などで取り上げて欲しくないということも、議員にも報告をさせていただいたかと思えます。その上で、あえて、この場で問われるということは、その方の人権を踏みにじるような行為だと私は感じております。」と答えています。 そもそも人権を踏みにじる行為をしたのは町長側であって、議会の中で謝罪もせずこのような聞き直りはいかなものかと思えます。 また、議会で取り上げないということは個別具体的な話を議会でやり取りしないということであって当たり前のことであり、そのことは質疑の中で守られています。議員の質問は事案の中身についての追求ではなく、町長がどうこの問題に向き合ったのか、町長の答弁からは全く見えないことを問うています。人権侵害事案について責任あるものが公の場で謝罪をすることは、昨今の人権感覚の水準からすれば当然のこととなっており、そのことで被害者の人権が踏みにじられることはありません。関係者の心配を逆手にとって、事実として認定されていることに対して公に謝罪しないことを正当化し、議員の質問を曲解して議員に非があるかのような発言はやめるべきです。反省がなく町長の誠意を感じません。 なぜ、町長は議会での謝罪を拒むのでしょうか？世の中では、被害者の人権を踏みにじることなく、責任あるものが謝罪をしています、同じようにできないのはなぜですか？ <最近のセクハラ、パワハラ事案公開謝罪例> ・2024/04/26 岐阜県池田町長 ・2023/10/31 海上幕僚長 ・2024/4/25 愛知県東郷町長 ・2024/7/12 島根県教育委員会 ※多くのケースで第3者委員会が立ち上げられている。	1) について (1)町長の反省や是正策について 本件につきましては、令和6年9月3日の町議会9月定例会議において、町長から以下のことを説明し、謝罪させていただいております。 ①自身が主催した飲食会においてこのたびセクシュアル・ハラスメント事案があったことについては、出席者としての配慮が不足していたことなどを大いに反省し、今後も、職員研修など再発防止に向けた取組を継続的に実施し、自身も積極的にそれらに参加していきたいと考えていること。 ②今回の問題に関しては、自身を含め、本町職員の意識の徹底に不足があったこと、また、この話題により御心配をお掛けしたことについて、自身の不徳の致すところであり、住民の皆様にもお詫びを申し上げます。 (2)広報誌等での公表について 本件に係る情報につきましては、住民の皆様への「知る権利」を保障する観点から、情報公開条例に基づく閲覧等の請求に適正に対応させていただいているところでございますが、関係職員への二次被害防止等の観点から広報誌等での公表は予定しておりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。 2) について (1)前教育長による不適切言動事案について 御指摘の事案につきましては、当初、教育委員会及び町長部局において事実確認等の調査を行い、その結果について町長から議員の皆様へ報告させていただきましたが、令和5年町議会9月定例会議において、同会議の常任委員会における前教育長の発言等も踏まえ、「教育長の『不適切』な言動の事実を明らかにすることを求める決議」が可決され、住民の代表である議会の意思として、第三者機関において事実を明らかにすることを求められましたことを重く受け止め、第三者調査委員会を設置しての再調査を実施させていただいたものでございます。 (2)本件飲食会事案について 本件に係る事実確認につきましては、匿名の投書が町議会に送付され、町議会議長から町長宛てに、調査手法について十分配慮した上で適切に対処し、報告するよう通知があったことを受けまして、当該投書内容等を考慮するとともに、調査手法の公正性等に十分に配慮した上で実施いたしました。 町長及び副町長は調査に関与せず、女性の人権問題を扱う外部専門機関に一部を委託し、総合政策部において取りまとめを行いました結果、飲食会に参加した一般職の職員によるセクシュアル・ハラスメントに該当する発言があったこと等が確認され、町長から出席者としての配慮が不足していたこと等の反省とお詫びがあったところでございます。そのため、第三者調査委員会による事実関係の調査を要すると判断する事情は認められないことから、当該委員会における調査は実施していないものでございます。 3) について (1)町議会6月定例会議における町長答弁の趣旨について 本件については、令和6年9月3日の町議会9月定例会議において、町長から以下のことを説明させていただいております。 ①総合政策部から議会に提出した調査報告書の内容には、女性職員らの心情も記されており、議員も十分に御理解いただいているものと理解していたこと、無用の心理的負担が掛かることのほか、プライバシーの侵害や業務活動への支障などにつながることを大変憂慮していたため、議員の皆様には、本件事案に関し、私と副町長とでお詫びと御説明に回らせていただき、その際にも、女性職員らの心情についてそのままをお伝えした。 ②しかしながら、議員が前回の一般質問で言及されたことは、女性職員らの思いに反して第三者の好奇の目にさらすことを助長する可能性のある行為であると受け止めたため、御指摘の御答弁をするに至ったもの。 (2)議会での謝罪について 上記 1) の(1)のとおりでございます。	人事課

令和 6 年 9 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
ふれあいセンター和室の新しい機器の導入と設置について	2階の和室を定期的に使用させてもらっているものですが新しい音響機械が導入されたのは良かったのですが元々設置されていた備え付けのスピーカーが使えなくなっており有線マイクは雑音を拾い易くなっていて使用に際してとても使いづらい状態になっています。新しい機器を導入するに際して高価で性能の良い以前の設備を使えなくするのはもったいないと思います。新しい機器の導入にいたる経過を教えてくださいできればうれしいです。 また、導入に際して設置時に機器の点検等をされてマイクが雑音を拾うなら拾わないように調整するなど購入先の業者にお願いしてやってもらふべきことだと思います。個人で購入して電気屋さんにセッティングしてもらったとするとOKとはならない状態なのでもう一度来てもらって調整してもらう必要がある状態で放置されたままです。ふれあいセンターの方に和室まで来てもらい新しい機器の使い方の説明は受けましたが、毎回の使用時に雑音を拾うことの調整まではしてもらうわけにいかず対応に苦慮しています。和室でマイク等を使われる方はみんなお困りだと思います。 以上2点導入にいたる経緯と機械の調整について教えていただければうれしいです。	ふれあいセンター2階和室に設置していたカラオケ機器については起動までに1時間程度要する等の課題がありましたので、新たな機器に更新しましたが、既設のスピーカーについては、新たな機器との互換性がないため、使用を停止させていただきました。 また、機器設置の際に、専門業者による音響の調整を行っており、音量を一定のボリューム以上にした場合、雑音を拾うことが判明したため、適正なボリュームでご使用いただくため、音量調整ダイヤルに印をつけておりましたが、この度ご意見いただきましたことから、より分かりやすくなるよう、表示を変更させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。 なお、本年度から貸館を開始した第1交流室では、通信制カラオケ機器を設置しており、防音環境も整備しておりますので、第1交流室のご利用についてもご検討ください。	総務・債権管理課
自宅裏の空き家の庭管理について	私の家の後ろ側に「●●」さんというお宅があります。（住んでいたおばあさんが亡くなり、その後空き家です）そのお宅の庭管理が行き届いておらず、私の家の雨樋にも蔦の類いの植物が延びて絡みつき困っております。昨年は2回ほど草刈りをしていたようですが、今年はそれができていないのではないかと思います。 延びた草を単に草刈り機で刈るだけでは無く、根本的な対応をしていただきたいと思います。 このような文書を提出するのは4回目かと思いますが、改善を望みます。 このように管理不足でその家まで延びる植物は、当方が敷地に入って抜いたりしてもよろしいですか？	令和6年9月11日、環境課職員にて現場確認をしたところ、該当の空き家の草木が繁茂していること確認しました。同年9月13日、所有者に電話連絡をし、投稿内容及び現場確認内容を伝え、草木を刈ってもらうよう対応をお願いしました。所有者が事業者に草刈りをお願いしようとしたところ、12月まで予約が詰まっているとのことと、涼しくなったら草刈りをするとのこととです。	環境課、都市計画課
エスカレーターの安全対策について	1. ふれあいセンター内のエスカレーターですが、一時、使用停止にしている時期がありましたが、安全面から考えて、事故が起った時に近くに人がおらず、非常停止ボタンを押すのが遅れることも考えられるので、普段は止めておくのが良いと思います。障がいをお持ちの人や高齢の方などエレベーターを利用できるのでエスカレーターを止めることのデメリットはないと考えます。 2. JR島本駅のほうへ、エスカレーターの運行スピードをゆっくりすること、エレベーターの場所の表示、エスカレーターに乗る時のマナーの呼びかけをしていただくよう声かけをお願いしたいという事です。 JR島本駅のエスカレーターは長いためもあるが運行スピードがとても速いです。また改札口から離れているため事故発生時のすばい対応ができるか心配です。自動停止装置がついているということですが、急に止まると反動でこけるといふ事もあるのではないのでしょうか？ですからエスカレーターのスピードをゆっくりにしていきたいです。 エレベーター場所の表示も、あるにはあるのですが、南口にまだ分かりやすいですが北口の案内版は変色し、位置も上の方なので分かりにくいです。 マナーについては鉄道会社だけの問題ではないのですが「2列で歩かず！に手すりを持って乗る」という事が守られておらず、片側をあけて乗るとか、ひどい人はエスカレーター上を走って上る人までいます。ぶつかってこけて大ケガをする人がいるかも知れない事が理解できません。 JR西日本へもお問い合わせをしているのですが何の返事もいただけていません。島本駅でケガや死亡事故があったら島本町の人のことになるとも思いますのでJRに一声かけていただき事故が未然に防げればと思い書かせてもらいました。	1. ふれあいセンターのエスカレーターについて ふれあいセンターのエスカレーターについては、午前10時から午後2時までのご利用が多いピーク時のみ稼働させており、その他の時間については節電のため停止させております。 利用者の方に効率的に移動していただくため稼働させておりますので、現時点において、常時停止させる予定は無いことについてご理解いただきますよう、お願いします。 2. JR島本駅のエスカレーターについて 島本駅自由通路行きエスカレーターについては、建築基準法に定められた速度となっており、一般的な速度（分速30メートル以下）で走行しております。 速度を遅くすることで、エスカレーターを降りる際につまずくおそれや、歩いてエスカレーターを上の方が増える可能性がある等の問題も想定されることから、慎重に検討する必要があるものと認識しております。 また、エレベーターの標示板の設置位置については、よりよい場所について再度検討するとともに、エスカレーターに乗る際のマナーの呼びかけについては、エスカレーター付近において、エスカレーターの安全な乗り方や、マナーについて自動音声にて放送しておりますが、今後、広報媒体を用いて、安全な利用方法等を啓発してまいりたいと考えております。	総務・債権管理課、都市整備課

令和 6 年 9 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
子供の安心安全について （挨拶運動）	朝の挨拶を子どもだけで無く通行住人にも行っています。 多くの方が挨拶を返して頂けます。 保育園時は日によりますが手を振ってくれます。 この挨拶を島本町内でも広げられないかと町長に相談して来ました。 「挨拶」は一般解釈では「生涯学習」住人間のコミュニケーションからは「福祉推進」との事でした。 生涯学習課に相談させて頂いた所生涯学習課の業務内容には「挨拶運動は無い」と しかし、Netで「挨拶運動」で検索すると「・・・市生涯学習課」とあります。 また、大阪府の「こころの再生」で「挨拶や清掃」が含まれて協力を求めています。 教育の場だけで無く地域全体です。 また、教育推進課では「ながら見守り」を推進されていますが、生涯学習課が挨拶運動に余り関心が無いのなら推進課の 「挨拶をしながら子どもを見守る」はしても良いのでしょうか。 生涯学習課では「予算が有りません」との話もありましたが費用を使わなければ活動はでは出来ないのでしょうか。 大阪府にはチラシも有るとの事ですし、動画も有るとの事です。	「ながら見守り」は、日常生活を送りながら子ども達の安全を見守るものであり、本趣旨に基づく「ながら見守り」に取り組んで いただきますようお願いいたします。 なお、生涯学習課といたしましては「予算がないため活動できない」と説明した事実はありません。	生涯学習課
川柳募集について	町HPで川柳の募集（8月1日より）を知りました。 昨年までは俳句では無かったですか。 「川柳とは何か」が理解出来なかったので学校にお尋ねしました。 質問に乗って頂いた先生も答えられませんでした。 小中学生は理解されておられるのでしょうか。 川柳に関する授業は有るのでしょうか。 夏休みに川柳講習（大人も含め）を計画されれば小中学生も楽しみ「夏休み自由研究」にもなりませんか。	本町教育委員会では、令和5年度まで実施していた「中高生の俳句大会」を終了しております。 一方で、川柳募集については、青少年指導員が事業主体となり11月の子供・若者育成支援推進強調月間に併せて実 施出来る事業として、テーマを「学校」と設定され、青少年の本音を聞くことができるのではないかと考えのもと、本年度新 たに始めたものでございます。 なお、本事業は小中高生が自分の意志で応募していただくことを想定しておりますため、学校との連携はしていません。 ご意見は参考にさせていただきます。	生涯学習課
待機児童と今後の対策につ いて	いつもお世話になっております。 2024年9月時点で島本町の1歳児の保育園空き状況が0人。入園出来ていない1歳児は26人(実質の待機児童)おり ます。 今後島本駅周辺でマンションの建築も加速し住民やお子様の数が増えていくと予想がされます。 島本町の今後の考えとして保育園を増設や待機児童ゼロを継続する施策等はあるか確認したく。 以上、よろしくお願いします。	待機児童に係る今後の対策及び取組につきまして、現在、様々な検討を進めているところでございますが、現時点で具 体的な施策等をお示しできる段階にはございません。 引き続き、基準の範囲内で定員を超えて受入れを行う弾力的運用を継続しつつ、中長期的な視点を踏まえ、過不足のな い保育環境の維持管理を行ってまいりたいと考えております。 何卒、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。	子育て支援課